



経過措置まで、残り3カ月!

会員 参加費
無料!

消費税勉強会

昨年、「社会保障と税の一体改革関連8法」が成立、消費税率が平成26年4月から8%に、平成27年10月から10%に改定の予定です。請負工事契約の場合、納税者への周知や取引の安定を図る為に経過措置が設けられ、今年の9/30までに契約締結すれば、引渡が来年の4月以降でも消費税率5%が適用されます。

今回の勉強会では、税務の面から、請負契約に関する経過措置の基本を押さえると共に、その際の注意点や対策、住宅取得に関わる住宅ローン減税等との関係、前回3%→5%に改定された際の事例を中心に、税理士の吉本英明先生よりお話頂きます。

平成25年6月27日(木) 16:00 ~ 18:00

◆講師：税理士法人 日本経営 税理士 吉本 英明 氏

◆会場：NPO法人住宅長期保証支援センター 事務所

大阪市中央区谷町 1-7-4 MF 天満橋ビル 5F (地下鉄・京阪『天満橋』駅下車徒歩約2分)

◆定員：16名(先着順) ※定員になり次第、募集を締め切り致します。

◆参加費：共催会員 無料、一般 3,000円

◆共催：NPO法人 住宅長期保証支援センター、一般(社)関西建築業協議会、NPO法人 ひょうご新築家21

お申込み：NPO法人住宅長期保証支援センター 行

FAX 06-6941-8337

経過措置まで残り3カ月! 消費税勉強会

◆日時：平成25年6月27日(木) 16:00~18:00

◆会場：支援センター 事務所

貴社名： _____ 役職名： _____

お名前： _____

TEL： _____ FAX： _____

e-mail： _____

受講番号

「受講番号」を記入し、FAX致します。
当日は、この用紙をご持参ください。